



モンゴルにおける 子どもの権利・保護法成立後の 要保護児童支援制度 定着化支援事業



上位目標

子どもの権利法・保護法および家庭内暴力撲滅法(2016)が成立・改正されたモンゴルにおいて、すべての子どもがあらゆる暴力から守られる権利を実現するため、要保護児童支援制度がモンゴル政府によって強化され、かつ持続的に運営される。

プロジェクト目標

要保護児童支援制度を担う政府機関(MDT, AFCYD, 省)の人材の能力と体制が強化される。

※MDT:多職種専門家チーム

AFCYD:家庭子ども青少年開発局

事業期間

2018年9月-2022年8月

ターゲットグループ



【直接裨益者】MDTメンバー128人、MDTメンバー以外の子どもの虐待予防・対応に関わる行政職員40人、親・養育者1,065人、子ども160人

【間接裨益者】親・養育者50,000人、地域住民10,600人、子ども44,225人

連携団体

- ・ AFCYDおよび自治体(市・地区/県)レベルの地方事務所
- ・ 法務省犯罪防止調整委員会事務局と自治体レベルの連絡事務所
- ・ MDT
- ・ 国際機関、NGOなど他の支援団体

事業対象地



※「ホロー」および「ソム」は、行政の最小単位を指す。日本の市区町村に当たる。

アウトプット

アウトプット1



事業対象地のMDTが子ども虐待の基礎的な対応ができるようになる。

アウトプット2



事業対象地のMDTが、ハイリスクを抱える子どもや家庭への専門的な対応ができるようになる。

アウトプット3



MDT、AFCYD等が「ポジティブ・ディシプリン(PDEP)」を普及できるようになる。

アウトプット4



MDTが、地域住民とともに要保護児童支援に関する啓発活動ができるようになる。

アウトプット5



国の要保護児童支援制度が定着するために、具体的な施策ができる。

アウトプット6



MDT活動の質の向上を目的として、横断的、および縦断的な機関間連携が定着する。